

非営利法人制度の創設に関する検討課題（社団、財団関係）

理事の法人に対する責任の制限規定のあり方について -

第1 社団の場合

1 社員総会決議による理事の責任の免除

- (1) 理事が職務を行うにつき、善意無重過失であること。
- (2) 社員総会の特別決議によること。
- (3) 責任免除の限度額

賠償すべき額から 報酬等の6年分（代表権のない理事にあっては4年分）と 退職慰労金の合計額を控除した額としてはどうか。

報酬を受けたことがない理事については全額免除が可能となる。この結論が相当でないとすると、「報酬を受けている他の理事の報酬額を基準として、限度額を算定する」という案も考えられるが、どうか。

2 定款による理事の責任限定契約の定め

- (1) 定款に後記(4)の理事との間で、一定の限度で責任を負うことを約することである旨の定めがあること。
- (2) 法人が当該理事との間で、(1)の責任限定契約を締結していること。
- (3) 理事が職務を行うにつき、善意無重過失であること。
- (4) 責任限定契約の対象となる理事
 - A案 報酬を受けたことがないこと又は非常勤であること。
 - B案 業務執行権を有しないこと
- (5) (1)の一定の限度とは、定款で定めた範囲内であらかじめ契約で定めた額と前記1(3)の合計額を比較した場合の、いずれか高い額とする。

3 監事の責任の免除又は限定契約

- (1) 社員総会決議による監事の責任の免除
 - 前記1と同じ。
- (2) 定款による監事の責任限定契約の定め

前記 2と同様の定めを設けることの当否について、どう考えるか。

第 2 財団の場合

1 寄附行為の規定に基づく評議員会決議による理事の責任の免除

(1) 寄附行為に、評議員会の決議により 理事の責任を免除することができる旨が定められていること。

(2) 理事が職務を行うにつき、善意無重過失であること

(3) 評議員会の決議によること。

A案 特別多数による決議によるものとする。

B案 総評議員の同意によるものとする。

(4) 責任免除の限度額

前記第 1、1、(3)と同じ。

2 寄附行為による理事の責任限定契約の定め

(1) 寄附行為に後記(4)の理事との間で、一定の限度で責任を負うことを約することができる旨の定めがあること。

(2) 法人が当該理事との間で、(1)の責任限定契約を締結していること。

(3) 理事が職務を行うにつき、善意無重過失であること

(4) 責任限定契約の対象となる理事

前記第 1、2、(4)の A案、B案と同じ。

(5) (1)の一定の限度とは、寄附行為で定めた範囲内であらかじめ契約で定めた額と前記 1(3)の合計額を比較した場合の、いずれか高い額とする。

3 監事の責任の免除又は限定契約

(1) 寄附行為の規定に基づく評議員会決議による監事の責任の免除

前記 1と同じ。

(2) 寄附行為による監事の責任限定契約の定め

前記 2と同様の定めを設けることの当否について、どう考えるか。